

東松島市男女共同参画基本計画

【計画期間：平成 29 年度～平成 37 年度】

— 概要版 —

平成 29 年 3 月

東松島市

発行：東松島市／編集：総務部 市民協働課
〒981-0503
宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1
電話 0225-82-1111 (代表) FAX 0225-82-1391
<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>

□ 計画の基本的な考え方

基本理念

**男女が互いに認め合い、支え合い、補い合い、
一人ひとりが活躍することができるまちづくりを推進する**

基本的な視点

○ 男女の人権の尊重

性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指します。

○ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる政策・方針の企画・立案・決定・実行の場に共同で参画する機会が確保される社会を目指します。

○ パートナーシップの確立

男女が生まれつき持っている性の差（違い）について理解を深め、認め合った上で、男女が対等に支えあえる社会を目指します。

○ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、家事・育児・介護などの家庭生活における活動について、その役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができる社会を目指します。

○ 女性の活躍の推進

あらゆる分野において、女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

○ 安全・安心な暮らしの実現

女性に対するあらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるなど、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会を目指します。

役割分担

東松島市の役割

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施します。
- ・市民や事業者、国、県等との連携に努めます。
- ・市民や事業者の活動に、情報の提供などの必要な支援を行います。

市民の役割

- ・男女共同参画についての理解を深めます。
- ・男女が互いに相手のことを理解し、尊重します。
- ・男女共同参画推進の取り組みに積極的に協力します。

地域の役割

- ・家庭・職場・地域などで、積極的に男女共同参画の推進に努めます。
- ・事業者においては、職場で男女共同参画についての啓発に努めるとともに、仕事と家庭生活の両立ができる就業環境の整備を進めます。

□ 施策の展開

基本目標		施策・事業
基本目標Ⅰ 社会全体における 男女共同参画の実現	1 男女共同参画に関する普及啓発活動の推進	広報紙、ホームページ等による啓発活動の強化
		各種講座、講演会、学習機会（出前講座）の拡充 女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施
	2 調査・研究及び情報の収集・提供の充実	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
		男女共同参画に関する相談体制の強化
	3 政策形成及び方針決定の場への助成の参画促進	審議会・委員会等への女性委員の登用促進
		市役所女性職員の活躍推進
基本目標Ⅱ 家庭や学校における 男女共同参画の実現	1 子育て支援センターを通じた子育て支援	育児、子育て教室等の開催〔子育て支援センター事業〕
		父親の子育て参画の支援〔子育て支援センター事業〕
		子育てに関する相談体制の充実〔子育て支援センター事業〕
		子育てサークル活動への支援〔子育て支援センター事業〕
		託児付き講座・講演会等の開催〔子育て支援センター事業〕
	2 多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み	ファミリーサポートセンター事業
		保育所管理運営事業
	3 児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保	放課後児童保育事業
4 子育て家庭の生活の支援	子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み	
5 学校等における男女平等教育の推進	コミュニティ・スクール導入促進事業	
基本目標Ⅲ 地域における 男女共同参画の実現	1 男女共同参画による地域の活性化の推進	各地域での啓発事業の実施
		地域まちづくり交付金
		地域資源を生かした地域づくり活動の推進
		男女共同参画社会づくり団体「サークルコロック」の活動支援
	人材の育成と活用	
	2 男女共同参画による防災対策の推進	女性防災研修会
基本目標Ⅳ 人権が尊重され、 健康に安心して暮らせる 環境の実現	1 ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のための啓発及び支援体制の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）防止の啓発活動の推進〔DV防止事業〕
		DVの防止・救済に向けた推進体制の整備〔DV防止事業〕
		DV救済のための関係機関とのネットワーク化〔DV防止事業〕
		被害者の保護・自立支援〔DV防止事業〕
		相談体制の充実〔DV防止事業〕
	2 児童虐待防止のための支援体制の充実	児童虐待防止に関する事業の充実〔児童虐待防止事業〕
		児童虐待防止に向けた推進体制の整備〔児童虐待防止事業〕
	3 ひとり親家庭の自立支援の充実	高等技能訓練促進事業
	4 生涯を通じ健康であるための支援	健康づくり普及啓発事業
		妊婦支援事業
栄養改善事業		
5 誰もが安心して暮らせるための支援	高齢者や障がい者の生活支援及び介護保険事業の充実	

□ 計画の推進体制

すべての関係者が男女共同参画社会の実現に向けた課題と、取り組みの方向性を共有することができるように、本計画そのものや関連する本市の諸計画、また各種計画のもとに進められている個々の事業について、本市が活用しているさまざまな媒体を活用して広く市民に周知し、市民一人ひとりや関係する諸団体、地域における意識を高め、それぞれの活動が活発に行われるようにしていきます。

また、計画に掲げている取り組みを総合的かつ計画的に推進することができるように、行政のみならず、多様な主体が参画する機能的な計画推進体制を整備し、着実な計画の進行管理に努めていきます。

計画の適切な進捗評価を行うために、本計画に記載のある事業については毎年、実施状況や課題、今後の展望などについて各担当課が整理し、庁内ワーキンググループでとりまとめ、内容を総括したうえで、「東松島市男女共同参画推進本部」ならびに「東松島市男女共同参画審議会」に対して報告を行います。

